

都川流域懇談会規約

(名称)

第1条 本会は、都川流域懇談会(以下「懇談会」という。)と称する。

(目的)

第2条 懇談会は、河川管理者である千葉県知事が河川法第16条の2に規定する河川整備計画を策定又は変更する場合等に、学識経験者、河川利用者、関係住民及び関係市の意見を聴く場として設置するものである。

なお、懇談会は地方自治法第138条の4第3項の規定に基づく附属機関の性質を有しない。

(懇談会及び座長の職務)

第3条 懇談会は、別表1に掲げる学識経験者、河川利用者、関係住民及び関係市から構成される委員をもって組織する。

2 懇談会は、前項の規定にかかわらず、必要と認める者から意見を聴くことができる。

3 委員は、千葉県知事が依頼する。

4 懇談会には座長を置き、河川管理者が指名する学識経験者がその職務を行う。

5 座長は、懇談会を代表し会務を総括する。

6 座長に事故があるときは、あらかじめ座長が指名する委員がその職務を代行する。

7 委員の任期は原則として依頼を承諾した日から当該年度末までとし、再任を妨げない。

(懇談会の招集)

第4条 懇談会は、千葉県知事を代行し、千葉県千葉土木事務所長が招集する。

(幹事会)

第5条 懇談会の円滑な運営を図るため幹事会を置く。

2 幹事会は、別表2に掲げる者をもって組織する。

(事務局)

第6条 懇談会の事務局を千葉県千葉土木事務所に置く。

(懇談会の公開)

第7条 懇談会の傍聴については、千葉県県土整備部が別途定める要領による。

(その他)

第8条 この規約に定めるもののほか、懇談会の運営に関し必要な事項は千葉県知事が定める。

第9条 この規約が効力を有するのは、平成29年3月31日までとする。

(附則)

- この規約は、平成 15 年 1 月 29 日から施行する。
この規約は、平成 15 年 11 月 14 日から施行する。
この規約は、平成 16 年 3 月 12 日から施行する。
この規約は、平成 21 年 3 月 18 日から施行する。
この規約は、平成 24 年 3 月 14 日から施行する。
この規約は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。
この規約は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

別表 1 都川流域懇談会委員

学識経験者	6名以内
河川利用者	2名以内
関係住民	7名以内
関係市	1名
合計	16名以内

別表 2 都川流域懇談会幹事会

職	所属	役職
幹事長	千葉県千葉土木事務所	次長
幹事	千葉県県土整備部河川整備課	副課長相当職
〃	千葉県県土整備部河川環境課	副課長相当職
〃	千葉県千葉土木事務所	関係課長
〃	千葉市	関係課長
事務局	千葉県千葉土木事務所 調整課	